

歯舞群島貝殻島周辺におけるコンブ採取漁に関する日ソ民間漁業協定に伴う小魚の取扱いについて

蔵関第 692 号
昭和 40 年 6 月 25 日
改正 蔵関第 587 号
昭和 61 年 6 月 6 日

標記のことについて、別紙 1 のとおり A 税関長からりん議があり、別紙 2 のとおり回答したから、参考までに通知する。

関税局長回答

昭和 40 年 5 月 28 日付をもつてりん議のあつた標記のことについては、税関意見のとおり処理されたい。

A 税関長りん議

歯舞群島貝殻島周辺におけるコンブ採取漁に関する日ソ民間漁業協定に伴う取扱いにつきましては、昭和 38 年 6 月 12 日蔵関第 799 号「歯舞群島貝殻島周辺におけるコンブ採取漁に関する日ソ民間漁業協定に伴う取扱いについて」による特別取扱いをもつて輸入手続等の処理を行つてきましたが、本年 5 月に日ソ民間漁業協定の有効期間が 2 年間延長されるとともに、本年からはコンブ以外に個人消費のための小魚を同海域において採捕することが認められ、当該協定附属書三の 3 イにその旨追加されたのであります。

追加された事項は別添議定書記載のとおりで、採捕を認められる小魚は、
イ 個人（出漁者の家族を含む。）消費用であること。

ロ 手釣り漁具を使用して採捕されたものであること。

ハ 1 船 1 日の採捕量は 10 キログラムを超えないこと。

になつていますので、被出漁許可船約 300 隻、出漁日数 40 日ないし 50 日として、期間中の総水揚量は 120 トンないし 150 トン前後、価格にして少なくとも 1,500 万円程度になるものと推定されるところであります。

この小魚については、現行法上コンブと同様に輸入として取り扱わざるを得ないと思われませんが、小魚はコンブの場合と異なり、陸揚後は短期以内に消費される関係上、前記通達の記の 2 の(2)による製品からの逆算方法による陸揚数量の確定方式を採用し難い事情にあります。そのために 300 隻の多数に及ぶ出漁者について連日輸入手続を履行させることも事実上困難であり、かつ、実益もないので、当関としては採捕された小魚の輸入については下記のように取り扱うこととしたい意向であります。これについて何分の御回示ありたくりん議いたします。

記

- 1 輸入申告は、前記通達の記の2の(1)に準じ、便宜、出漁開始前に採捕見込数量により組合の名をもつて一括して行わせ、事前許可するが、1申告の申告数量は10日分の採捕見込数量とし、10日ごとに次の10日分の申告を行わせる。
- 2 陸揚数量については、前記通達の記の2の(2)に準じ、10日分を組合において集計のうえ届け出させ、その届出数が申告数量と相違するときは、追加申告又は数量訂正を行う。